

論説

少年サポートセンターの今日的役割 に関する考察

西谷晴美

- 1 はじめに
- 2 少年サポートセンターについて
- 3 少年非行の推移と警察における立ち直り支援
- 4 神奈川県警察少年相談・保護センター（少年サポートセンター）の取組
- 5 少年サポートセンターの今日的役割と課題
- 6 おわりに

1 はじめに

少年警察活動規則第2条に規定される少年サポートセンターは、少年非行が戦後第4の上昇傾向を呈した平成10年から少年の立ち直り支援や健全育成、機関連携の基軸としてその役割を果たしてきたが、平成16年以降少年非行は減少を続け、刑法犯少年の検挙人員を見ると、発足時の平成10年に15万7,385人であったものが、令和元年は1万9,914人となっている。また、少年サポートセンターが属する課も、令和2年4月の時点で全国の約3分の1の県で「少年課」から「人身安全・少年課」、「少年女性安全

課」等と組織改編され、その体制、活動内容は過渡期にあると言える。本稿では、筆者の WIPSS 第 72 回定例研究会における報告を基に、少年サポートセンターと、その中核を担う少年導職員について発足当時から現在までの推移を振り返りながら、改めてその役割と課題を考察することとした。なお、筆者は、神奈川県警察少年相談員として少年相談・保護センター（少年サポートセンター）に勤務の後、公立学校スクールカウンセラー、教職大学院の教員として勤務しており、警察、学校での実務経験を土台に検討することをご了解いただきたい。

2 少年サポートセンターについて

(1) 少年サポートセンター

警察は、平成 9 年 8 月、「少年非行総合対策推進要綱」を制定し、「強くやさしい」少年警察運営を基本として少年非行等に係る総合的な対策を推進し、10 年 6 月に「子どもを非行から守るために」と題する抜本的な対策指針を取りまとめて警察が早急に取り組むべき課題の一つとして「少年サポートセンター」を中心とした非行防止対策の推進^①を掲げた。「少年補導職員等の中核とする少年補導の専門組織としての少年サポートセンター^②」はその後都道府県の実情に応じて不良行為少年やその家族に対する組織的かつ専門的な支援活動の充実を図るための活動を展開し、平成 14 年 9 月、「少年警察活動規則」（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）は、少年の非行防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、第 2 条において少年サポートセンターを「警視庁、道府県警察本部又は方面本部の内部組織のうち、少年補導職員又は前号に規定する知識及び技能を有する警察官（以下「少年補導職員等」という。）を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、または継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織として警察本部長及び方面本部長が定めるものをいう。」と定義した。平成 14 年 10 月には「少年警察活動推進上の留意事項について」通達

において、「規模や名称は問わず、地理的状況や業務負担等を勘案して、複数の設置や支所の設置に努めること」として、平成31年4月1日現在、全国196か所に設置された少年サポートセンターで約920人の少年補導職員が少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行っている^③。

平成31年3月には、「被害少年に対する継続的支援の実施について」通達により、いじめやSNS等の利用に起因する児童の性的被害や児童虐待に対し実態に即した支援を図れるよう少年サポートセンターが継続的支援の活動の主軸を担うとし、さらに、同月、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」通達、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について」通達において、「少年サポートセンターの警察施設外での設置や少年相談室の整備の推進に努める」として、相談しやすい環境の充実に努めている。

少年サポートセンターの組織と活動内容は、都道府県警察によって異なり、田村(2013)は、「組織構成では少年補導職員主体型と警察官主体型、活動内容では相談・立ち直り支援中心型、街頭補導・立ち直り支援並行型と街頭補導中心型という区分が可能^④」としている。

(2)少年補導職員

総合的な少年警察全般の基準を示す初めての通達「少年警察活動要綱」(昭和35年3月18日付警察庁乙保発第6号。以下「要綱」という。)は、少年警察活動は「警察の職責を少年層に対し果たすものであるが、その中心は少年の非行の防止と保護を目的とする補導と、福祉犯罪の捜査その他警察取り締り等による環境の浄化である^⑤」として少年警察活動を少年の補導と環境の規制に大別するとともに、第15条で「少年警察活動の運営上適切であると認めるときは、警察官以外の警察職員をこの要綱の定めるところによる少年警察活動に従事させることを考慮するものとする」として一般職員の根拠を明らかにした^⑥。背景として、少年警察活動はその特性から警察官以外の職員によって行いうる部分が多く、また婦人の特性をいかすことが活動目的に合致する場合もあるため、昭和30年4月に北海道警察が

初めて導入した「婦人補導員」制度が、街頭補導、継続補導、少年相談等少年警察活動の適正効率化に効果を上げていた経緯がある。要綱に明示されたことにより、昭和30年代から40年代にかけて他府県でも婦人補導員等の導入が進み、昭和40年代末には全国で約700人に増強された⁷⁾。

少年非行の第二の波を迎えた昭和38年4月に警察庁が発出した執務資料「婦人補導員の運用」では、婦人補導員の職務内容として「街頭補導、少年相談、非行少年や不良行為少年に関する調査、継続補導、要保護少年の取り扱い、少年警察広報、関係機関職員との連絡」と具体的に示され、その後要綱第15条の規定は、昭和48年3月の一部改正により、その職務の重要性に鑑みて「婦人補導員等」と例示が付け加えられた。

昭和58年をピークとする第三の波においては、昭和60年11月に、警察庁保安部少年課長から「少年相談専門要員設置の推進について」が発出され、資格要件を「心理学等を履修し、臨床経験を有する者」とし、所掌事務が明記された。

第3のピークに次ぐ少年非行の多発期である平成8年には、2月に「少年補導職員の運用要領」通達が発せられて婦人補導員の名称を「少年補導職員」等と変更する道府県が続き、10月の要綱改正により、第3条に少年補導職員、第4条に少年相談専門職員が新たに規定されるなど、要綱上初めて少年補導職員の名称が少年警察活動の主体として明記された。その後も非行情勢の悪化は続き、少年警察活動の一層の適正化・充実強化を図るため「少年警察活動規則」が制定され⁸⁾、また、少年補導職員と少年相談専門職員についても、活動内容が近接してきたことから「少年補導職員」として統合された⁹⁾。

平成31年3月に発出された「少年補導職員の運用要領について」通達は、少年の特性についての専門的な知識と少年の取扱いについての技能を有する少年警察の専門家である少年補導職員が、各種非行防止対策や被害少年の保護対策に専従し、その能力を十分に発揮することができるよう、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的支援について他の活動に優先して取り組むこと、少年補導職員の本来の活動以外の活動への転用を極力抑制することと明示するとともに、配置の在り方として少年サポートセンターへの集

中運用を示している⁽¹⁰⁾。

3 少年非行の推移と警察における立ち直り支援

(1)昭和 20 年代

終戦直後の極度にひっ迫した食糧事情と社会的混乱によって激増する少年非行に対処するため、昭和 21 年 9 月、内務省警保局長通達「少年に対する防犯機構の整備について」が発せられ、各都道府県に少年課または少年係が設置されて少年の犯罪防止と保護を目的とした実質的な少年警察⁽¹¹⁾が誕生した。これに先立ち、昭和 20 年 12 月、警視庁は刑事部防犯課に「青少年の犯罪ならびに不良化防止および補導に関すること」を分掌させることとし、翌 21 年 3 月には婦人警察官 63 名を採用して少年に関する活動に当たらせ、その後の婦人職員による少年補導への道を開いている⁽¹²⁾。

旧警察法、児童福祉法、刑事訴訟法、少年法等相次いで法制が整備されるも、少年犯罪は依然として増加を続け、昭和 26 年に第一のピークを記録した。この過程において昭和 24 年 5 月、内閣に青少年問題対策協議会が設置され、緊急施策の閣議決定を受けて、昭和 24 年 10 月に「少年警察の強化について」、昭和 25 年 8 月に「問題少年補導要領」、昭和 27 年に「少年警察の推進について」、昭和 29 年に「少年警察の運営について」等相次いで通達が発出され、少年警察活動の整備強化⁽¹³⁾と、関係機関との連携強化が進められた。

昭和 27 年には京都市警察本部が全国初の「少年補導所」⁽¹⁴⁾を設置し、これが少年補導センターの始まりとされている。

(2)昭和 30 年代

昭和 26 年をピークとして減少傾向にあった少年非行は、昭和 30 年代の急激な経済成長により生じた社会生活の歪みの中で再び増加に転じて昭和 39 年には第 2 のピークを迎えた。

昭和 35 年の要綱制定後、昭和 38 年には警察庁保安局長および文部省初

等中等教育長より「少年非行防止における学校と警察との連絡強化について」が発出されて、学校警察連絡協議会等の組織の確立が推進された。また、昭和39年に少年補導センターに対して国庫による助成措置（補助金）が開始されると各地で急速に設置が進み、警察職員、教育関係者、少年補導員等地域社会における非行防止・健全育成に関する合同活動の拠点が確立していった⁽¹⁵⁾。

(3)昭和40年代

高度経済成長下、享乐的な風潮が蔓延し核家族化が進む中で、少年非行は減少傾向を示したものの、低年齢化が進み、罪種別ではいわゆる遊び型非行の増加、シンナー乱用、暴走族による非行等多様化が顕著となった。

昭和30年代に基盤形成を終えた少年警察は、少年事件の簡易送致基準の拡充、少年事件選別主任者制度の発足等、少年事件処理手続きの改善が図られた。

(4)昭和50年代～60年代

経済が高度成長から安定成長に転じた昭和50年代は、核家族化、孤立化等により家庭の教育機能は低下し、豊かな消費生活の中で性産業やゲームセンターの増加等享乐的傾向が強まるなど地域の育成環境が変化していった⁽¹⁶⁾。少年非行は昭和40年代後半から増加に転じ、昭和58年には戦後最悪の状況である第3のピークを迎え、初発型非行の増加、家庭内暴力や校内暴力、いじめ、暴走族、薬物乱用など多様化が進行した。

青少年施策としては、昭和57年6月の青少年問題審議会答申により、非行防止対策推進連絡会議が設置されて総合的な非行防止対策が取られるようになり、青少年を非行から守る全国強調月間による広報啓発活動の推進、風俗営業等に関する法規制の強化等が行われた⁽¹⁷⁾。

このような情勢の中で、昭和51年9月、警察庁保安部に少年課が新設されたのに伴い、従来の少年警察においては付随的であった有害環境の排除等少年を取り巻く社会環境を対象とする活動についても、今後は一段と力を入れなければならない⁽¹⁸⁾として非行防止のための全庁的な取組が推進され、

昭和 57 年 5 月には「少年非行総合対策」通達を発出して総合的な少年非行対策の推進，少年の補導及び保護の強化，少年警察体制の充実が図られた。

(5) 平成期

平成期における刑法犯認知件数は，前半に急増，後半に急減した⁽¹⁹⁾。少年非行も平成 8 年から増加傾向にあり，平成 16 年には非行の第 3 のピークに次ぐ高い水準を示したが，その後減少し，24 年以降戦後最少を記録し続けている。

少年非行の多発期は，「いきなり型非行」や覚醒剤事犯が増加し，社会の耳目を引く凶悪犯罪が相次ぐなど深刻化や質的変容の様相を呈し，警察庁は平成 9 年，「少年非行総合対策推進要綱」を制定，さらに平成 10 年 6 月，「子どもを非行から守るために」と題する対策指針において，①少年サポートセンターの活動を中心とした非行防止対策の推進，②少年事件捜査力の充実強化，③情報発信機能の強化，④時代の変化に応じた少年保護対策の 4 本の柱を掲げて非行対策の推進を図った⁽²⁰⁾。平成 16 年 4 月には「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について」通達が発出され，少年犯罪の取り締まりの強化と同時に，非行の未然防止，非行少年の立ち直り支援，被害少年の保護，関係機関団体・ボランティア等との連携強化が基本方針として打ち出された⁽²¹⁾。

学校との連携については，平成 14 年 5 月，文部科学省及び警察庁から各都道府県教育委員会及び警察本部に対し，「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」が発出されて全国的に情報連携制度の導入が進み⁽²²⁾，平成 31 年 4 月 1 日現在，全都道府県において非行少年等に関する情報等を学校と警察が相互に通報する「学校警察連絡制度」が構築された。また，平成 16 年 9 月，少年非行対策課長会議における申し合わせにより「関係機関等の連携による少年サポート体制の整備について」が発出され，個々の少年の問題状況に対して，学校，警察，児童相談所，保護観察所等の関係機関が，適切な役割分担の下連携して対処するサポートチームの取組が推進されることとなった⁽²³⁾。

子どもを非行や犯罪被害から守る施策の一環として，平成 17 年 12 月に

「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」に係る各種対策の推進について」、平成 18 年 1 月に「スクールサポーター制度の拡充について」が発出され、同制度の導入の促進が図られた。スクールサポーターは退職警察官等からなる非常勤職員で、警察署等に配置され、担当する学校を訪問するなどして相談活動や児童の安全確保に関する助言、非行・被害防止教育等を行っている⁽²⁴⁾。

平成 22 年には、少年の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、地域や家庭の教育機能の低下等に鑑み、「少年に手を差し伸べる支援活動」「少年を見守る社会気運の醸成」を 2 本柱とした「非行少年を生まない社会づくりの推進について」通達が発出され、平成 31 年 3 月には「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施要領」が定められて再非行防止の重要性を踏まえた実効性のある施策の推進が図られた。

4 神奈川県警察少年相談・保護センターの取組

(1)体制

神奈川県警察少年相談・保護センター（以下、センターという。）は、神奈川県警察組織規程第 13 条により警察本部内に設置され、警察官（警部補）と少年相談員（少年補導職員）が県内 8 か所の県有施設内の方面事務所において少年相談、継続補導、被害少年の保護、街頭補導、学校等関係機関との連携、地域の非行防止活動等に従事している。平成 30 年 4 月 1 日時点で、センター所長は専任主幹（警視級）の少年相談員、副所長は警部、以下警部補 8 名、少年相談員 22 人、教育委員会から出向の副主幹（教員）で構成されている。少年相談員は、臨床心理士、学校心理士、精神保健福祉士等の有資格者も多く、研修等を通じて専門性の向上を図っている。

少年相談員の前身である婦人補導員は、昭和 38 年 6 月 1 日に「心理学、社会学又は教育学を専攻した大学卒業以上の者⁽²⁵⁾」を採用基準として 5 人が採用され、市が設置する少年補導センターに配置された。昭和 50 年代に入り少年非行の深刻化に伴って少年補導センターの設置が進み、婦人補導員

も昭和 54 年には 22 人に増員された。平成 3 年に少年相談員に名称変更、平成 10 年のセンター発足により本部少年課に集中運用となり、活動拠点は順次市の少年補導センターから県警の方面事務所に移行した。田村

(2013) の区分に従うと、センターは組織的には少年補導職員主体型、活動内容は相談・立ち直り支援中心型であり、平成 29 年中の相談受理件数は 4,364 件を数え⁽²⁶⁾、また、非行防止に関する調査研究費を昭和 50 年に予算化して、研究活動も行っている。

(2) 学校・教育機関等との連携

広域化・集団化する非行問題に対処すべく、53 警察署単位で結成された学校・警察連絡協議会を網羅する形で平成 8 年 6 月に神奈川県学校・警察連絡協議会が設立され、平成 25 年度からは児童相談所も参画して 3 機関の連携強化が図られた。

学校警察連絡制度（神奈川県では学校警察連携制度）については、平成 16 年に横浜市との協定締結を皮切りに市町村の教育委員会、私立、国立の学校との協定締結を進め、現在県内ほぼ全ての学校が連携制度の対象校となっている。平成 30 年中の運用数は学校から警察への情報提供が 102 件、警察から学校が 364 件で、特に虐待に関する運用数が増加している。単に情報共有にとどまらず、連携制度を主管する係とセンターが緊密に連絡を取り、必要に応じて非行・被害の未然防止やアフターケア等のきめ細かい支援を行っている。

警察と学校の橋渡し役であるスクールサポーターは、平成 19 年から運用が開始され、平成 29 年現在 53 警察署 64 人が子どもの問題行動や安全確保等に関する助言や講話等を行い、緊密な学校訪問や見守り活動によって小学校と警察との連携強化に大きく貢献している。また、センターと連携して非行防止教室の開催や課題ある少年への支援、サポートチームの編成等戦略的な支援も展開している。

(3) 大学生ボランティアの運用

平成 14 年 4 月、「少年警察ボランティア活動の活性化に向けた取組みの

強化について」通達を受けて、平成18年から大学生少年サポーター制度の運用が開始された。方面事務所管内にある大学の教授の協力を得て委嘱された大学生少年サポーターは、心理、教育、法律等を専攻しており、非行防止教室やセンターで継続的に支援する少年に対する学習支援や話し合い活動、体験活動等を通して対象少年のロールモデルとなるなど効果を上げている。また、活動の意義に触れた学生が、警察官や少年補導職員、教員等少年の未来を支える職業を選択するなど副次的な効果も見られた。

5 少年サポートセンターの今日的役割と課題

(1) 対象とする少年

支援の対象を少年に絞って振り返ると、非行少年等から被害少年・少年全体へ広がったといえる。非行予防の対応モデルとして、石隈利紀⁽²⁷⁾の「学校心理学における三段階の援助サービス」をもとに押切久遠が作成した「非行への三段階の対応モデル」⁽²⁸⁾がある。少年警察においては、被害少年も対象とすることから、同モデルを参考に、サポートセンターが対象とする少年及びそこで行われる支援について試案を作成した(図1)。

第1段階の支援は、学職を問わず全ての少年を対象に非行予防教育、犯罪被害防止教育を行うものである。少年サポートセンターが実施する非行防止教室、薬物乱用防止教室、サイバー犯罪防止教室、いじめ防止教室、犯罪被害防止教室、命の大切さを学ぶ教室等のほか、人権教育や健康教育、健全育成の領域において行われる規範意識や援助希求能力の向上に関する学びの機会の提供も含まれる。

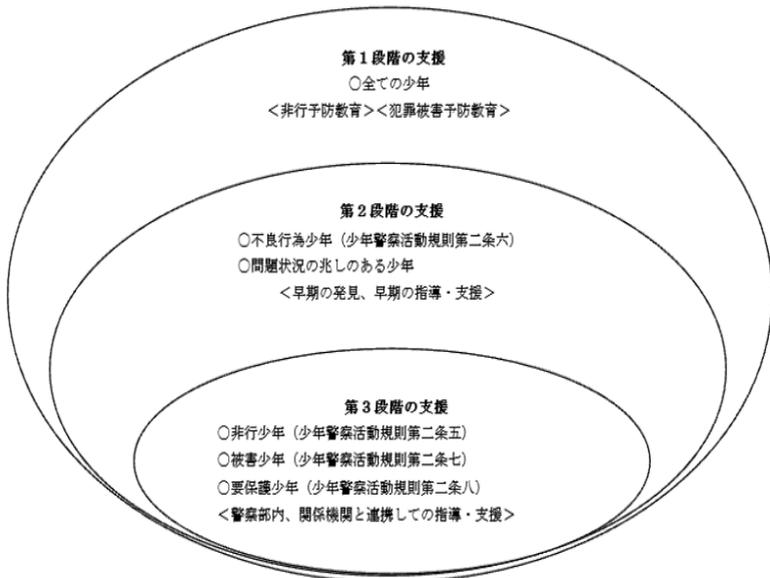
第2段階の支援は、街頭補導やサイバーパトロール、少年相談等を通して把握した不良行為少年⁽²⁹⁾や問題行動の兆しのある少年、被害や不適切な養育が疑われる少年を対象に行われ、早期発見、早期の指導・支援(機関連携を含む)が鍵となる。

第3段階の支援は、少年警察活動規則に規定される非行少年、被害少年、要保護少年で特別な援助が必要な少年を対象として再非行・再被害防止

を図る。支援にあたっては警察内部の他所属や学校その他の関係機関との連携・調整が重要となる。

少年サポートセンターは、地域に根差した活動を展開していることから、時機を失することなく支援に介入し、第2段階、第3段階の支援にあたっては実施要領等に則り、機関連携を図りながら支援活動を推進することが期待される。

図1 少年サポートセンターの支援対象少年



(2) 立ち直り支援

非行少年の検挙人員は減少の一途であるが、少年相談の内容や文部科学省

が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小学校における暴力行為の増加や家庭内暴力、性加害・被害事案、インターネットに関わるトラブル、発達障害の二次的障害としての問題行動、社会的自立、不適切な養育等看過できない問題が散見され、質的变化への専門性の高い対応が求められている。また、他係、他課で対応した人身安全関連事案でアフターケアの必要な少年も少なくない。数的な減少により少年サポートセンターの役割が軽減するものではなく、見えづらくなっている問題を取りこぼすことなく支援につなげることが、地域に精通した機関の役割と言えよう。また、困り感を抱いた保護者や少年が、インターネットを活用して相談先を探すにあたり、各機関・団体の相談が充実した結果「どこに相談したらよいのかわからない」との戸惑いの声もしばしば聞かれるため、警察における少年相談の特質を明示した周知につき更なる工夫が必要と思われる。

引きこもり等対人関係の課題を抱えた少年や支援の必要が高いにもかかわらず援助希求能力の乏しい少年、被害のトラウマから外出できない少年、経済的に困窮し少年サポートセンターへの来所が困難な少年、距離的な問題で来所や訪問が困難な少年に対する支援も課題である。加えてコロナ禍にあって孤立を深めている少年・保護者も少なくない。この問題解決の一つとしてオンライン面接の導入がある。セキュリティ、予算等の壁はあるが、医療現場や学校等のカウンセリングにおいて導入が検討されており、支援対象に門戸を拓く方策の一つであると考ええる。

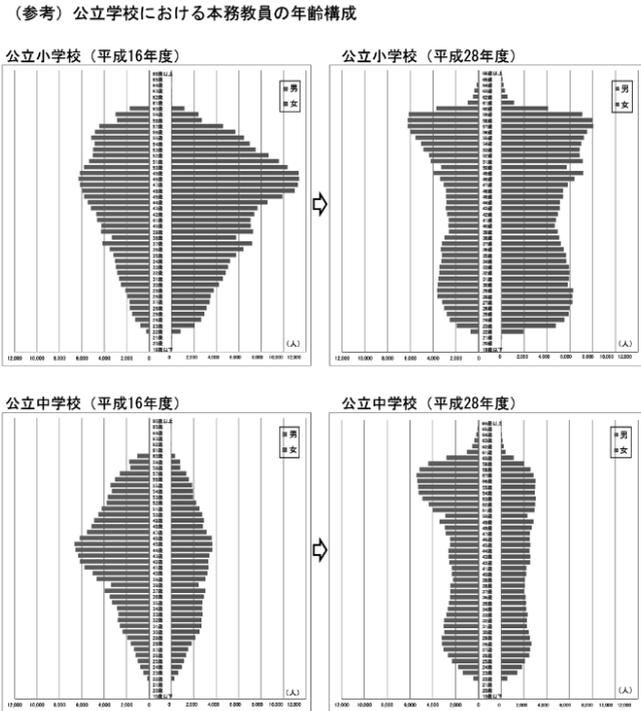
(3)多機関連携

「少年サポートセンターは、非行系の子どもに関する多機関連携の基軸役となり得るポテンシャルを有して⁽³⁰⁾」おり、学校、児童相談所、保護観察所、福祉機関等とのインターフェースとしての役割を果たしているが、そこに至るまでには多くの補導専従職員、警察官の人的ネットワークの構築と実績の蓄積があったことは言うまでもない。しかし、大量退職のあおりで学校を始めとする機関や警察部内に年齢構成の不均衡が生じており、学校においては警察との窓口になる生徒指導担当教諭の経験が浅く、新たな関係づくり

の必要性が生じている。

教員の年齢構成の変化については図2に示すとおりである。

図2 公立学校における教員の年齢構成



平成 28 年度学校教員統計調査 (文科省)

非行の多発期と異なり、ともすれば連携の機会が少なくなっている中で、少年サポートセンターの存在を知らない生徒指導担当教諭、関係機関の職員に対し、警察側も経験の浅い職員が、活動を周知し、信頼関係を構築してい

くのは容易ではない。関係づくりを個人の課題とするのではなく、組織として地域の機関連携の在り方を分析し対応する必要がある。

(4)警察部内の連携等

警察部内の体制も、組織改編により人身安全と統合されるなどして課内での相互理解の必要が生じているほか、被害少年の把握と対応に関して被害者支援室や刑事部門等他課との日々の連絡調整も欠かせない。変革期であることを念頭に置き、警察部内における少年サポートセンターの理解の浸透と各部署で把握した支援を要する少年の情報を集約するシステムの構築が必要である。

また、少年補導職員による学校教養、専科教養等は、少年の特性や発達障害、被害少年の心理、学校教育制度、地域の社会資源等少年警察に必要な実務能力の向上に貢献するとともに、少年サポートセンターの周知と少年補導職員自身の研鑽につながるため、計画的に実施されることが望ましい。

6 おわりに

少年サポートセンターは、専門性を有する少年補導職員と警察官を中心に、時代のニーズに沿って非行防止から学校等関係機関との連携、有害環境浄化、広報啓発、被害少年の保護、再非行・再被害防止、子どもの安全確保等その活動領域を拡充してきた。情報社会の進展とコロナ禍は、経験値のみでは対処しきれない課題をもたらしたが、少年サポートセンターは、地域の第一線で子どもや家庭、学校の「今」に向き合う強みを有し、子どもの幸福を願う使命感と科学性、客観性を持って少年警察活動に従事する機関である。この強みを生かして少年問題に関するエビデンスを蓄積し、情報発信していくことに期待したい。

① 警察庁「平成11年版警察白書」

<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h11/h110203.html>（閲覧日2021年2月3日）

- ② 警察庁 同上
- ③ 内閣府「令和 2 年版子供・若者白書（全体版）（PDF 版）」(2020)
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r02honpen/pdf/b1_05_02.pdfpp.204-205
(閲覧日 2020 年 9 月 2 日)
- ④ 田村正博「警察（少年サポートセンター）を起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言」石川正興編著『子どもを犯罪から守るための他機関連携の現状と課題』成文堂（2013）122 頁
- ⑤ 警察庁保安局防犯課『逐条解説少年警察活動要綱』警察図書出版（1962）8 頁
- ⑥ 警察庁保安局防犯課 同上 43 頁
- ⑦ 警察庁「昭和 50 年版警察白書」
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/s50/s500900.htm>（閲覧日 2020 年 8 月 20 日）
- ⑧ 四方光・鈴木達也『逐条解説少年警察活動規則』立花書房（2003）3 頁
- ⑨ 四方光・鈴木達也 同上 16 頁
- ⑩ 平成 31 年 3 月 27 日付警察庁生活安全局長通達「少年補導職員の運用要領について」
https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/shounen/syounen20190327_4.pdf
(閲覧日 2021 年 2 月 5 日)
- (11) 四方光・山口淳弘「少年警察の歩みと今後の課題・展望」生活安全 No. 333（2003）
- (12) 辻脇葉子「戦後少年警察の軌跡に関する一考察（1）」明治大学短期大学紀要, 42: 93-115（1988）<http://hdl.handle.net/10291/6148>（閲覧日 2020 年 9 月 3 日）100 頁
- (13) 神奈川県警察少年相談・保護センター『For から With へ』神奈川県警察本部（2013）3 頁
- (14) 内閣府『少年補導センターの在り方等に関する研究会報告書』（2003）
<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hodou/houkoku1507/ho-02-1.html>（閲覧日 2020 年 8 月 20 日）
- (15) 国庫助成対象の少年補導センターについては「少年補導センターの運営に関する指導要領」（昭和 45 年総理府青少年対策本部次長）により主管部局は地域の実情に応じ青少年総合対策主管部局，児童福祉，教育，警察のいずれでも可とされており，具体的名称も少年補導センター，青少年センター，青少年育成センター等活動内容に応じ様々である。平成 30 年 1 月現在で 740 か所を数えるが，少年非行の変化に伴い自治体の取組も変化し，子供・若者白書においても平成 25 年版から「青少年センター」と表記されるなど子ども・若者総合相談センターの機能を担う側面が増している。
- (16) 内閣府「平成 11 年版子供・若者白書（概要版）」

https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h11hakusho/haku11_0.html (閲覧日 2020年9月10日)

(17) 内閣府「平成11年版子供・若者白書(概要版)」(注12)

(18) 仁平園雄「少年課発足一周年を迎えて」警察時報32巻6号

(19) 法務省「令和元年版犯罪白書」(2019)443頁

(20) 警察庁「平成11年版警察白書」

<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h11/h110203.html> (閲覧日2020年9月10日)

(21) 「少年非行防止・保護総合対策推進要領の制定について(依命通達)」平成16年4月22日付警察庁乙生第9号

(22) 神奈川県教育局支援部学校支援課「学校警察連携制度の導入の経過について」(2020年) <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f6709/p20634.html> (閲覧日2020年10月12日)

(23) サポートチームは、平成8年に北海道警察少年課によって初めて設けられた。

(24) 警察庁他「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」に係る関係府省提出資料」(2019) https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/yuushikisya/k_5/pdf/s2-1.pdf (閲覧日2020年11月20日)

(25) 「神奈川県警察婦人補導員勤務規程」昭和38年7月18日付神奈川県警察本部訓令第15号

(26) 神奈川県警察少年育成課『STOP! THE 少年非行 平成29年中の少年非行のあらまし』(2018)

(27) 石隈利紀『学校心理学』誠信書房(1999) pp.144

(28) 押切久遠「小学生からの非行予防エクササイズ」『児童心理』2014年月号 金子書房 pp.113

(29) 少年警察活動規則第二条六, 同第一四條

(30) 田村「前掲論文」(注2) 124頁